

を行うことも重要である。

このため、企業内で職業能力開発に関する相談・情報提供を受けることが困難な建設労働者に対し職業能力開発プランの提示を行う等、その支援体制の整備を図る。また、教育訓練給付制度や公共職業能力開発施設における職業訓練等の積極的な活用を促進する。

(3) 熟練技能の維持・継承及び活用

プレハブ、ツーバイフォー工法等の住宅建設市場への参入や、軸組工法におけるプレカット化の進行により、従来の技能が軽視される傾向もあるが、これらの工法についても軸組工法による基礎的な技能が求められている。さらに、伝統的な技能や技術を生かしたものづくりのニーズも根強くある。

一方、若年者の建設業離れとともに、高齢化が進んでいる建設業においては、いわゆる団塊の世代が60歳代に到達し、今後、熟練技能者が大量にリタイアすることが見込まれること等から、これまで建設業を支えてきた熟練技能の維持・継承及び活用が困難になりつつある状況にある。若年者に対しては、インターンシップなどの取組を通じて、職場体験等から現場実習をさせることも重要であり、これらの取組を通じて、技術・技能の継承を容易にしていく足がかりを構築するとともに、熟練技能の維持・継承及び活用を図るためにあらゆる機会を通じて、熟練技能を後世に伝えていくシステムの構築を図る必要がある。

また、技能者を講師等として活用したもののづくり教育・学習を円滑に推進するための環境整備を行うほか、技能士の技能及びその地位の一層の向上並びに技能の振興を図るとともに、熟練技能の重要性が社会に認識されるよう、卓越した技能者を「現代の名工」として表彰することや、熟練技能競技大会(技能グランプリ)の開催等を推進する。

3 若年労働者等の確保及び建設業に対する理解の促進

- ① 建設業における新規学卒者をはじめとする若年労働者の割合は、平成元年以降急速に高まったが、ここ数年は減少傾向にある。

建設業界においては、他産業に比べ高齢化が急速に進んでおり、必要な技能労働者を確保する観点から、学生に対する教育機関や関係行政機関等と連携した進路指導や職業指導等に取り組み、職業意識を高めるとともに、若年者の建設業に対する関心を喚起するため、ものづくりの重要さや仕事に対する誇りなどを感じさせるようにするための情報提供を行うとともに、インターンシップの有効活用を積極的に図る。

- ② 建設業において働く若年労働者がライフステージに応じた生活設計ができるよう体系的な処遇改善を図るとともに、労働者のキャリアルートの方針の策定や建設業人材育成モデルの普及促進等を積極的に進め意欲的かつ効果的な施策を実施するとともに、これらの取組を実施する建設事業主団体等に対して支援を行う。

- ③ 国民一般の建設労働に対する正しい理解を促進するため、引き続き職場見学会等の機会の提供、建設労働の実情を紹介するためのビデオ製作及び頒布、体

系的な職業情報の提供等の取組を推進する事業主団体等に対して助成その他の支援を行う。

4 高年齢労働者及び女性労働者の活躍の促進

(1) 高年齢労働者の活躍の促進

- ① いわゆる団塊の世代が定年を迎える中、技能の継承を円滑に進めるためにも、高度な熟練技能者である高年齢者の活躍は不可欠である。このため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）における定年の引上げ、継続雇用制度導入等の措置の義務付けについて一層の周知、指導を徹底するとともに、高年齢労働者の活躍の促進に取り組む事業主等や定年退職者及び離職を余儀なくされる高年齢労働者について再就職援助措置を行う事業主に対して助成その他の支援を行う。
- ② 建設業において高年齢労働者の特性や健康、体力等に対応した労働環境の整備を進めるため、高年齢労働者の特性に配慮した作業方法の見直し、適正な配置、柔軟な勤務形態、安全衛生対策、職業能力開発等、高年齢労働者の活用について検討する事業主団体等に対して助成その他の支援を行う。

また、高年齢労働者の健康、体力や多様な就業ニーズを的確に把握しつつ、適切な雇用管理が行われるよう、建設事業主に対する啓発・指導を行う。

- ③ 高年齢労働者が、若年建設労働者や学生等に対して建設業の伝統技能の価値や建設業の魅力等について伝える機会を設ける等技能の継承を図るための支援を行う。

(2) 女性労働者の活躍の促進

- ① 近年建設業への女性の関心が高まりつつある。また、女性の少ない分野にもかかわらず技能者又は技術者として建設業に就職を希望する女性については、強い意志を持って入職しており、結果として優秀な人材が多いとの評価もある。

建設業に関心がある女性が就業しやすく、また、定着できる環境を整備するため、建設業においても、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）について一層の周知・指導を行うことにより、男女均等な雇用機会を確保するとともに、職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の配慮義務を徹底させる等、建設職場への受入体制の整備を促進する。

- ② 建設業は移動生産という特性を有し、建設現場が変わると住居の移動を伴うこともあり、結婚、出産等を契機に退職する傾向が強いという課題もある。

仕事と家庭の両立を図れるよう条件整備を進める等により長期勤続を促進するとともに、作業方法や安全対策の配慮等女性労働者の活躍の促進について検討する事業主団体等に対して引き続き助成その他の支援を行う。また、男女別のトイレや更衣室等の整備に対しても助成を行うことにより職場環境の改善に努める。

- ③ 女性労働者を積極的に確保、育成することは、企業、ひいては建設業にお

けるイメージアップや魅力の向上につながると考えられることから、内装関係作業や重機オペレーター作業等女性労働者が活躍している業務や作業方法等の改善により女性の職域が拡大した業務についての好事例集の作成及びその普及を通じて、建設業における女性の入職を促進する。

- ④ 坑内労働に係る女性の就業の解禁についての検討結果を踏まえ、適切に対応する。

5 円滑な労働力需給の調整等による建設労働者の雇用の安定等

(1) 円滑な労働移動及び新分野進出の支援

事務職、管理職等の余剰となっている労働者について、ハローワーク、職業能力開発施設等が連携をし、円滑な労働移動を図る。

また、建設業の新分野進出支援に関する総合相談窓口の設置、アドバイザーによる相談及び援助の実施等により建設事業主の新分野進出を支援し、建設事業主に雇用されている建設労働者の雇用を維持し、雇用の安定を図る。

(2) 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の趣旨

建設業においては、余剰労働力の発生、企業の再編・淘汰の進行、新分野進出の動き等が見られ、余剰労働力について円滑な労働移動を図るとともに、事業活動の中核的人材の確保が重要な課題となると考えられることから、建設業務有料職業紹介事業が創設されたところである。

また、受注産業という建設業の特性等により生ずる、一時的な技能労働者の過不足を調整し、就業の場を確保することを通じて雇用の安定を図るとともに、将来的に不足が懸念される技能労働者の離職に歯止めをかけることが不可欠であること等を踏まえ、建設業務労働者就業機会確保事業が創設されたところである。

中間搾取の防止等の観点から、建設業務に係る有料職業紹介事業及び労働者派遣事業が禁止されていることを踏まえ、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業については、上記の趣旨に沿った適正な事業運営を確保することが必要である。

特に、上記の趣旨に照らして、恒常に労働力が不足又は過剰となっている建設事業主においては、建設業務有料職業紹介事業等により適正に必要な労働力の確保等を図ることが適当であり、建設業務労働者就業機会確保事業については、一時的に労働力の過不足が生じる建設事業主のみが実施可能であって、送出就業に従事させることを目的として労働者を雇用することや、建設業務労働者就業機会確保事業を主たる業務内容とする部署を設けること等上記趣旨に反する事業運営を行うことはできないことについて、指導等を行うことが重要である。

なお、建設事業以外の事業を主に行っている建設事業主については、建設事業以外の事業において建設業務労働者を活用する等によりその雇用の安定を図ることが適当であり、建設業務労働者就業機会確保事業は実施しないことが適当である。

さらに、国外にわたる職業紹介や海外への送出については、特にニーズが把握されていないことから、また、中間搾取等の弊害を防止するため、特に厳格な指導監督を行う必要があることから、実施しないことが適当である。

(3) 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保等

① 中間搾取の防止等を図るため、実施計画の認定及び建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の許可に際しては、申請者に聞き取りを行う、申請者の事業場を訪問する等の方法により申請内容の確認を行い、厳格に審査を行う。

なお、実施計画の認定に当たっては、建設事業の実態に詳しい建設業労使が委員となっている労働政策審議会の意見を踏まえて行う。

② また、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業においては、実施計画を作成し、その実施に責任を有する事業主団体の役割が重要であることから、事業主団体において、

ア 構成事業主、労働者、受入事業主の元請等関係者に対する建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の制度の趣旨、制度の内容等について、計画的に周知啓発を行い、また、送出事業主及び受入事業主に対する適正な事業運営に関する指導監督を行うほか、これらの者からの相談に応ずる等の援助を行うこと

イ 労働者の雇用の安定を重視して、適正な職業紹介を行うほか、送出事業主及び受入事業主の組合せを検討すること

ウ 送出労働者について、送出事業主に適切に労働保険及び社会保険の適用手続をとらせること

エ 求人者及び求職者並びに送出事業主、受入事業主、送出労働者等からの苦情について、適切な処理を図ること

等の措置が講じられるよう、事業主団体に対して指導を行う。

③ さらに、事業の適正な運営を確保するため、事業報告の徴収、事業場への立入検査等により、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の実施状況を把握し、適切に指導監督を行うとともに、送出労働者等からの申告に適切に対応する。

④ その他、建設事業主団体による講習の実施、リーフレットの配布等を通じて、建設事業主、事業主団体、労働者等に対して、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の趣旨、建設業務労働者就業機会確保事業における送出事業主及び受入事業主に課される使用責任の内容等について周知啓発を図る。

また、送出労働者等からの申告制度についても、同様に周知を図るとともに、適切に処理する。

⑤ 建設業務労働者就業機会確保事業に関する建設業務について、形式的には請負であるものの実態として労働者派遣となっているいわゆる偽装派遣については、労働者派遣法第4条第1項第2号違反となるものであり、「労働

者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示第37号）に係る周知を図るとともに、厳正に指導監督を行う。

6 雇用改善推進体制の整備

(1) 建設事業主における雇用管理体制等の整備

建設労働者の募集、雇入れ、技能の向上、職業生活上の環境整備等に関する下請事業主に対する指導等、従前と同様、元請事業主の役割が適切に果たされるようになるとともに、雇用管理研修の内容改善等により雇用管理体制を充実させる。また、「雇用管理評価基準」を活用して雇用管理上の問題点を明らかにする等により建設労働者の雇用管理体制等の整備を図る。

(2) 事業主団体等における効果的な雇用改善の推進

専門工事業者団体等中小建設事業主団体が行う自主的な雇用改善の取組の推進について引き続き啓発・指導を行う。また、専門工事業者団体等の取組に対する助成制度について、引き続き推進し、雇用改善を図る。

(3) 地域の実情を踏まえたきめ細かな雇用改善の推進

地域における雇用改善の推進のための目標の設定やその実現に向けての具体的な取組を建設事業主やその団体等が共同して実施することについて、必要な指導及び援助を行うことにより、地域の実情を踏まえたきめ細かな雇用改善を推進する。

(4) 雇用改善の気運の醸成

事業主等に対する雇用改善対策の周知徹底、雇用改善に対する気運の高揚等を図るため、毎年11月の「建設雇用改善推進月間」を引き続き設定し、中央・地方を通じて実効ある事業を実施する。また、雇用改善について相当の成果がみられる事業所を優良事業所として表彰する制度等を活用し、事業主の雇用改善に取り組む気運の醸成に努める。

(5) 建設雇用改善助成金制度の活用

建設雇用改善助成金制度について、建設業におけるニーズを踏まえながら、継続的な政策評価に基づき、見直しを行い、効率的かつ効果的な運用を図る。また、中小零細建設事業主による助成金の積極的な活用に資するため、引き続き、助成制度の周知徹底、申請手続の簡素化等に努める。

(6) 関係行政機関相互の連携の確保等

建設労働者の雇用改善について、都道府県と都道府県労働局の連絡協議の場等において情報や意見の交換等を積極的に行う。また、「建設雇用改善推進月間」の行事を中心に都道府県の協力の確保等に努める。さらに、公共職業安定機関、建設関係行政機関、独立行政法人雇用・能力開発機構等で構成する「建設雇用改善推進会議」の活用等を図る。

(7) 雇用改善を図るための諸条件の整備

労務関係諸経費の確保、適正な工期の設定等について、引き続き、建設業行政等を始めとする関係行政機関による指導等により、関係事業主等において適切な対応を行うことにより、雇用改善を推進する。

さらに、公共工事の発注については、年間を通じた工事量の平準化ができる限り進めることについて、各発注者の理解と協力を得る必要がある。

7 外国人労働者問題への対応

外国人建設技術者や外国に特有の建築又は土木に係る技能を持つ労働者等の専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れについては、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、より積極的に推進することとするが、いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかる問題を始めとして我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。

以上の基本方針の下、外国人労働者の就労環境の整備を図るために、公共職業安定機関の外国人求職者等に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に務め、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等の一層の充実を図るとともに、労働基準関係法令等に基づき外国人労働者の労働条件及び安全衛生の確保を図る。

また、そのほとんどが不法就労をしているとみられる不法残留者の数が依然として高水準で推移しており、その中には建設業への不法就労も多くみられることから、関係行政機関との連携・協力の下、人権擁護に留意しつつ、悪質な仲介業者や事業主の取締りの強化、事業主への啓発・指導等、的確な措置を講ずる。

参考資料

(建設労働関係統計資料)

目次

第1表	建設投資の推移	1 6
第2表	建設業者（許可業者）数の推移	1 6
第3表	業種別事業所数の推移	1 7
第4表	資本金別建設業許可業者数	1 8
第5表	従業者規模別事業所数の推移（建設業）	1 9
第6表	就業者数、雇用者数及び完全失業率	2 0
第7表	職業別就業者数（建設業）	2 0
第8表	企業規模別雇用者数の推移（建設業）	2 1
第9表	男女別就業者数、雇用者数の推移（建設業）	2 2
第10表	業種別建設業従業者数の推移	2 2
第11表	従業上の地位別就業者数の推移（建設業）	2 3
第12表	年齢階級別就業者数の推移（建設業）	2 4
第13表	労働者の平均年齢の推移	2 4
第14表	建設業の新規学校卒業就職者数の推移	2 5
第15表	新規高等学校卒業就職者の離職状況	2 5
第16表	入離職状況	2 6
第17表	新規求人数、有効求人倍率	2 6
第18表	建設業労働者の過不足状況判断（D. I.）	2 7
第19表	賃金額の推移（年平均）	2 8
第20表	常用労働者年間総実労働時間数の推移	2 8
第21表	週休制適用状況	2 9
第22表	労働者1人平均の年次有給休暇の取得状況	2 9
第23表	労働災害発生状況の推移（建設業）	3 0
第24表	社会保険等の適用状況	3 0
第25表	許可業者業種別完成工事高及び元請完成工事高の推移	3 2

建設労働関係統計資料

第1表 建設投資の推移

(単位:百億円、%)

	建設投資(名目)(A)	建設投資(実質)	国内総生産(名目)(B)	(A)/(B)
昭和55年度	4,948(3.3)	5,971(△ 5.3)	24,627(9.0)	20.1
60	4,996(2.9)	5,885(3.4)	32,743(6.7)	15.3
61	5,356(7.2)	6,348(7.9)	34,192(4.4)	15.7
62	6,153(14.9)	7,169(12.9)	35,951(5.1)	17.1
63	6,666(8.3)	7,627(6.4)	38,674(7.6)	17.2
平成元	7,311(9.7)	7,936(4.1)	41,474(7.2)	17.6
2	8,144(11.4)	8,544(7.7)	45,000(8.5)	18.1
3	8,240(1.2)	8,429(△ 1.3)	47,226(4.9)	17.4
4	8,397(1.9)	8,477(0.6)	48,384(2.5)	17.4
5	8,169(△ 2.7)	8,174(△ 3.9)	48,066(△ 0.7)	17.0
6	7,875(△ 3.6)	7,887(△ 3.5)	49,127(2.2)	16.0
7	7,902(0.3)	7,902(0.2)	49,998(1.8)	15.8
8	8,281(4.8)	8,261(4.5)	51,423(2.9)	16.1
9	7,519(△ 9.2)	7,447(△ 9.9)	52,054(1.6)	14.4
10	7,143(△ 5.0)	7,213(△ 3.1)	51,250(△ 1.5)	13.9
11	6,850(△ 4.1)	6,987(△ 3.1)	50,801(△ 0.9)	13.5
12	6,619(△ 3.4)	6,736(△ 3.6)	51,317(1.0)	12.9
13	6,129(△ 7.4)	6,293(△ 6.6)	50,097(△ 2.4)	12.2
14	5,684(△ 7.3)	5,864(△ 6.8)	49,720(△ 0.8)	11.4
15	5,394(△ 6.1)	5,517(△ 5.9)	50,125(0.8)	10.8
16	5,277(△ 2.2)	5,339(△ 3.2)	50,519(0.9)	10.4
17	5,133(△ 2.7)	5,175(△ 3.1)	51,150(1.2)	10.0

(資料出所) 国土交通省調べ

(注1) 国内総生産の平成15年度以前は「国民経済計算」、平成16年度及び平成17年度は政府経済見通し

(注2) 建設投資の平成15年度は実績見込み、平成16年度は見込み、平成17年度は見通し

(注3) () 内は対前年度伸び率

(注4) 実質値は平成7年度基準

第2表 建設業者(許可業者)数の推移(単位:千件)

区分 年	国土交通	都道府県	合 計
	大臣	知事	
昭和55年	7	481	489
60	8	511	519
61	9	509	517
62	9	502	511
63	9	502	510
平成元	9	502	510
2	9	500	509
3	9	506	515
4	9	513	522
5	9	521	531
6	10	533	543
7	10	542	552
8	10	547	557
9	10	554	565
10	11	558	569
11	11	575	586
12	11	590	601
13	11	565	586
14	11	560	571
15	11	542	552
16	11	548	559
17	11	552	563

(資料出所) 国土交通省調べ

(注) 各年3月末現在

第3表 業種別事業所数の推移

(単位：千所)

	建設業 合 計	総合 工事 業	職別 工事 業			設備 工事 業					全産業 合 計					
			土木 工事	建築 工事	その 他	大工 工事	とび 土工	鉄骨 鉄筋	左官 工事	その 他						
47年	411	118	30	18	70	228	104	16	10	38	60	65	31	26	8	5,309
50	448	150	44	24	82	220	94	12	10	38	66	78	36	32	10	5,592
53	496	195	50	29	116	210	69	16	12	38	75	91	41	38	12	6,060
56	551	213	62	31	120	233	73	18	13	40	89	105	48	44	13	6,488
61	576	228	72	31	125	233	68	18	14	35	98	116	52	49	15	6,709
3	603	240	81	39	120	234	62	19	16	31	106	128	56	54	18	6,754
8	647	267	92	44	131	236	52	19	17	28	120	144	62	61	21	6,717
11	612	254	88	38	128	219	46	18	16	26	113	139	59	59	21	6,203
13	607	248	85	36	127	216	40	19	15	24	118	143	60	62	22	6,350
16	564	233	77	31	126	195	35	18	13	21	108	136	56	59	21	5,729

(資料出所) 総務省「事業所・企業統計調査」

第4表 資本金別建設業許可業者数

(単位:千件、%)

	総業者数	個人	200万円未満	200~500万円	500~1000万円	1000~5000万円	5000~1億円	1億円~
昭和55年	489 (100.0)	264 (54.1)	62 (12.7)	75 (15.3)	42 (8.6)	40 (8.1)	3 (0.5)	3 (0.6)
60	519 (100.0)	252 (48.6)	53 (10.2)	90 (17.4)	59 (11.4)	57 (11.0)	4 (0.8)	4 (0.7)
61	517 (100.0)	245 (47.4)	51 (9.9)	92 (17.7)	60 (11.6)	61 (11.8)	4 (0.8)	4 (0.7)
62	511 (100.0)	237 (46.3)	48 (9.5)	92 (18.0)	62 (12.1)	64 (12.5)	4 (0.9)	4 (0.8)
63	510 (100.0)	229 (44.9)	47 (9.2)	93 (18.2)	65 (12.7)	68 (13.3)	5 (0.9)	4 (0.8)
平成元年	510 (100.0)	219 (42.9)	45 (8.9)	93 (18.2)	70 (13.7)	75 (14.6)	5 (1.0)	4 (0.8)
2	509 (100.0)	206 (40.4)	43 (8.5)	93 (18.4)	77 (15.0)	80 (15.8)	5 (1.0)	4 (0.9)
3	515 (100.0)	193 (37.5)	41 (7.9)	95 (18.5)	84 (16.4)	91 (17.6)	6 (1.2)	5 (0.9)
4	522 (100.0)	182 (35.0)	38 (7.3)	101 (19.4)	88 (16.8)	101 (19.4)	6 (1.2)	5 (0.9)
5	531 (100.0)	174 (32.8)	36 (6.7)	106 (20.0)	88 (16.5)	115 (21.7)	7 (1.3)	5 (0.9)
6	543 (100.0)	170 (31.4)	33 (6.1)	111 (20.4)	87 (16.0)	129 (23.8)	7 (1.4)	5 (1.1)
7	552 (100.0)	166 (30.1)	30 (5.4)	115 (20.8)	84 (15.2)	143 (26.0)	8 (1.4)	6 (1.0)
8	557 (100.0)	161 (28.9)	15 (2.7)	115 (20.6)	70 (12.6)	182 (32.7)	8 (1.4)	6 (1.1)
9	565 (100.0)	157 (27.8)	4 (0.7)	117 (20.7)	61 (10.8)	211 (37.3)	9 (1.6)	6 (1.1)
10	569 (100.0)	152 (26.7)	1 (0.2)	120 (21.1)	60 (10.5)	220 (38.7)	9 (1.6)	6 (1.1)
11	586 (100.0)	156 (26.6)	1 (0.2)	126 (21.5)	62 (10.6)	225 (38.4)	10 (1.7)	6 (1.0)
12	601 (100.0)	158 (26.3)	1 (0.2)	131 (21.8)	64 (10.6)	230 (38.3)	10 (1.7)	6 (1.0)
13	586 (100.0)	148 (25.3)	1 (0.2)	130 (22.2)	64 (10.9)	226 (38.6)	10 (1.8)	6 (1.0)
14	571 (100.0)	140 (24.5)	1 (0.2)	128 (22.4)	64 (11.2)	222 (38.9)	11 (1.9)	6 (1.1)
15	552 (100.0)	132 (23.9)	1 (0.2)	125 (22.6)	63 (11.4)	215 (38.9)	11 (2.0)	6 (1.1)
16	559 (100.0)	133 (23.8)	1 (0.2)	128 (22.9)	64 (11.4)	216 (38.6)	11 (2.0)	6 (1.1)
17	563 (100.0)	132 (23.4)	1 (0.2)	131 (23.3)	65 (11.5)	217 (38.5)	11 (2.0)	6 (1.1)

(資料出所) 国土交通省調べ

(注) 各年3月末現在